

社会福祉法人石川福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人石川福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員等当法人が任命した委員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、これを支給しないものとする。

- (1) 理事長については、別表第1に定める報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、別表第2に定める業務に応じた報酬を支給する。
- (3) 役員等が職務のため出張したときは、旅費規程の例に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会及び評議員会等に出席した場合は、旅費規程に基づき、交通費の実費相当額を別途支払うことができる。

(報酬の支給方法)

第4条 理事長に対する報酬の支給日は、職員給与規程第5条に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の廃止)
- 2 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は、廃止する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（理事長の報酬）

区 分	報酬の額
理事長	月額 100,000円

別表第2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（2）理事

区 分	日 額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（3）監事

区 分	日 額
監事監査等への出席（4時間超）	10,000円
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（4）評議員選任・解任委員

区 分	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（5）苦情解決第三者委員

区 分	日 額
苦情解決第三者委員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（6）入所検討委員

区 分	日 額
入所検討委員会への出席	4,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	4,000円

（7）運営推進委員

区 分	日 額
運営推進会議への出席	4,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	4,000円